

廿日市市市民センター基本方針

廿日市市
廿日市市教育委員会

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

目次

1. はじめに	1
2. 基本方針の位置づけ.....	1
3. 策定の背景.....	2
(1) 生涯学習・社会教育・地域づくりをめぐる国の動向	
(2) 廿日市市の現状	
・人口減少、少子高齢社会の進展	
・子育て、教育	
・共生社会	
・地域社会での人々のつながりの希薄化	
・協働、地域自治	
4. 廿日市市の市民センターの現状.....	7
(1) 施設の歴史	
(2) 施設の運営	
(3) 事業	
(4) 課題	
5. わたしたちが目指す市民センターの姿.....	12
6. 市民センターの機能.....	13
7. 市民センターの役割.....	14
8. 方針推進の仕組み	16
(1) 推進体制	
(2) 評価・検証	
引用・参考資料	18

1. はじめに

本市では、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現するため、生涯学習及びまちづくりの拠点として市民センターを設置しています。

市民センターは、地域住民に最も身近な学習の場・交流の場として親しまれ、人々の教養と生活文化の向上や、地域社会の活性化のために大きな役割を果たしてきました。

一方で、地域社会では人口減少、少子高齢化、デジタル社会の到来、生活様式や価値観の多様化などにより、人々のつながりの希薄化が進み、地域コミュニティの再生が課題となっており、本市も例外ではありません。

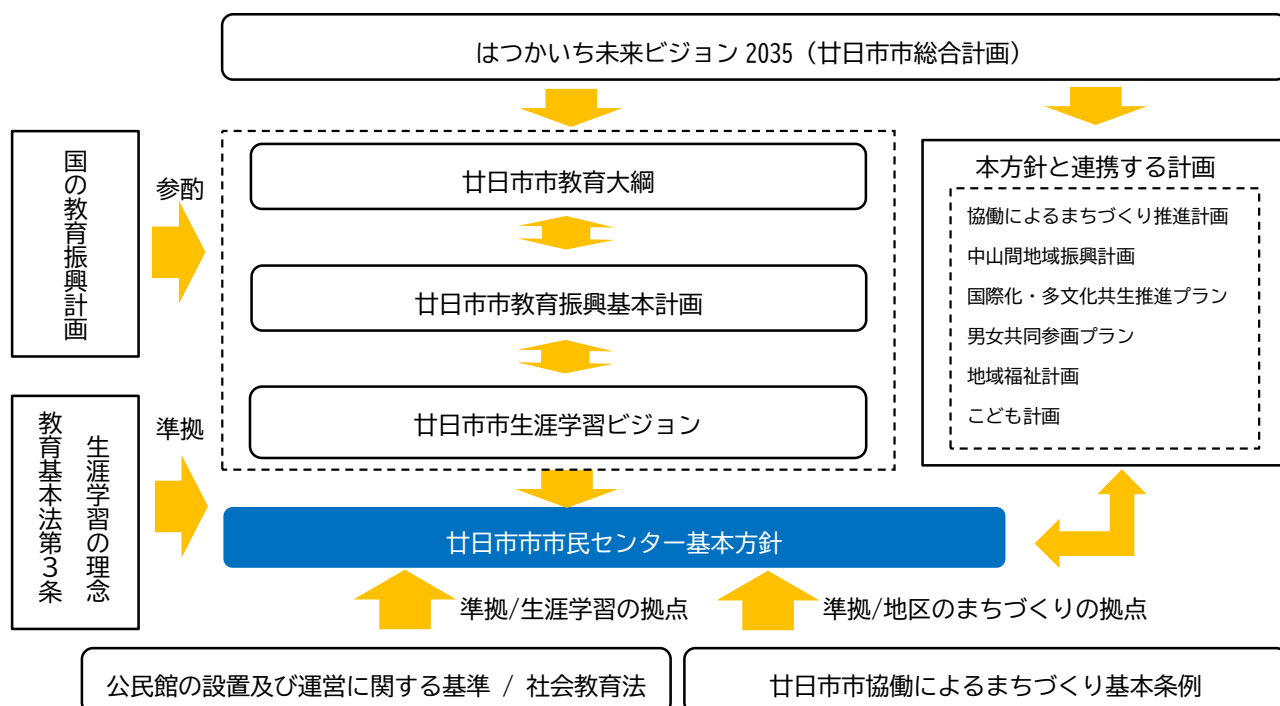
地域の実情に応じて、市民センターのあり様が多様化している中、市民センターの目指す姿を市民センターに関わる様々な人が知恵を出し合い、描き、羅針盤となるものを作成・共有する必要があります。

これからの時代において市民の暮らしを豊かにし、地域社会を支えるために、本市が目指す市民センターの姿を明らかにし、その実現に向けて求められる市民センターの機能や役割を導き出し、市民や様々な関係者と共有するため、基本方針を策定します。

2. 基本方針の位置づけ

廿日市市民センター基本方針は、本市のまちづくりの指針であり上位計画となる「はつかいち未来ビジョン 2035（廿日市市総合計画）」や「生涯学習ビジョン」など、市民センター運営に関係する計画との整合を図り策定します。

本市の市民センターが目指す概ね10年後（2035年）の姿、機能、役割を明らかにし、その姿を実現するための推進体制及び評価の考え方を示します。



3. 策定の背景

(1) 生涯学習・社会教育・地域づくりをめぐる国の動向

ア 教育基本法の改正

2006（平成18）年には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、時代や社会が大きく変化していく中で、誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を実現するため、新たに「生涯学習の理念」が条文として明記されました。また、教育の担い手としての家庭や地域社会の役割も位置づけられ、地域の中で学び合い、ともに育ち合う環境づくりが重視されるようになりました。

イ 中央教育審議会

2018（平成30）年には、中央教育審議会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」が取りまとめられました。

公民館について、従来の役割に加えて、住民が主体的に地域課題を解決するための学習を推進する役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点や地域学校協働活動の拠点としての役割などが求められました。

・「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進していくことが一層重要である。
・その実現のためには、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

ウ 第11期中央教育審議会生涯学習分科会

2022（令和4）年には、第11期中央教育審議会生涯学習分科会において、「これからの時代に求められる生涯学習・社会教育の在り方」に関する議論が整理されました。

従来の役割に加えて、次の役割がより重要であることが示されました。

・ウェルビーイングの実現
生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に不可欠である。

・デジタル社会に対応
国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す。

・社会的包摂の実現
誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する。

・地域コミュニティの基盤
「学び」を通じた人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる。

エ 第4期教育振興基本計画

2023（令和5）年には、第4期教育振興基本計画が策定され、生涯学習の意義と必要性がこれまで以上に重層的に位置づけられました。生涯にわたる学びが個人の自己実現やウェルビーイングの向上にとどまらず、他者とのつながりを育み、地域や社会への関わりを深めていく営みであることが示されています。

また、誰もが多様な機会にアクセスできるよう、支援体制や学習環境の整備を進めること、社会教育施設を活用した取組の推進などが明記されており、地域の中での学びの場の充実が重視されています。

こうした国の方向性は、地域に根ざした学びとつながりをつくる市民センターの果たすべき役割に、改めて注目が集まっていることを示しています。

オ 経済財政運営と改革の基本方針 2022

2022（令和4）年には、経済財政運営と改革の基本方針 2022 が閣議決定され、新しい資本主義に向けた改革や内外の環境変化への対応について示されました。

【地域づくり関連箇所を一部抜粋】

（新しい資本主義に向けた改革）

- ・社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づける。
- ・官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現する。

（1）新しい資本主義に向けた重点投資分野

ア 人への投資

- ・スキルアップ（リカレント教育）

（2）社会課題の解決に向けた取組

ア 包摂社会の実現

- ・共生社会づくり

包括的支援体制の整備、認知症や障がい者等に対する支援、性的マイノリティへの理解促進

- ・孤独・孤立対策

ひきこもり支援、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備

イ 地域活性化の推進

- ・デジタル田園都市国家構想

スマートシティの実装、2026年度までにデジタル推進人材 230万人育成

（内外の環境変化への対応）

（1）国際環境の変化への対応

ア 対外経済連携の促進

- ・外国人との共生

外国人との共生社会実現に向けた取組（外国人が暮らしやすい地域づくり）

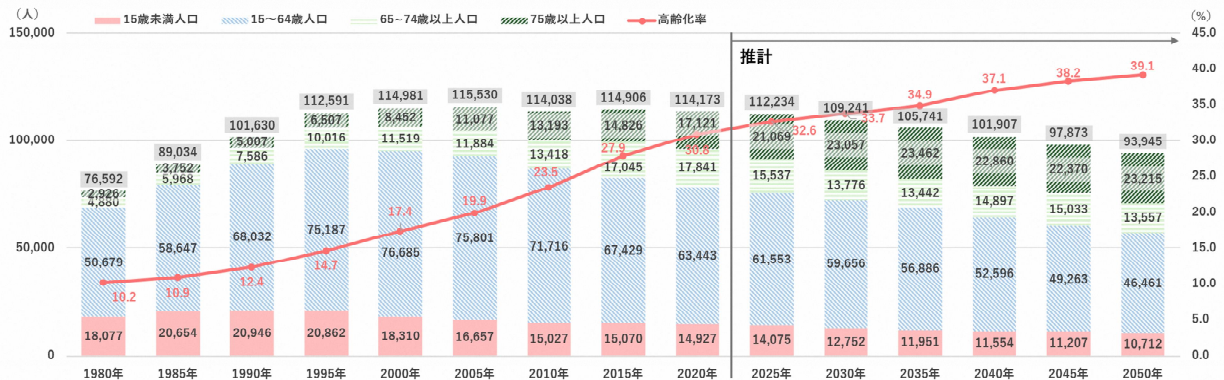
(2) 廿日市市の現状

ア 人口減少、少子高齢社会の進展

本市の人口は、2005（平成 17）年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向が続き、2015（平成 27）年に増加に転じたものの、2020（令和 2）年の人口は 114,173 人と再び減少しています。人口減少は、緩やかではあるものの今後も減少していくことが予測され、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050（令和 32）年には、人口は約 94,000 人となり、高齢化率も 40%近くに達すると推計されています。

15 歳未満人口（年少人口）割合、15～64 歳人口（生産年齢人口）割合は減少する一方、65～74 歳人口・75 歳以上人口（高齢化人口）割合は増加することが予想されています。

廿日市市の人口推移と人口予測



出典：「はつかいち未来ビジョン 2035（廿日市市総合計画 基本構想）」

イ 子育て、教育

本市では、2024（令和 6）年 2 月に、「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を行いました。まち全体で子ども・子育て家庭を見守り、応援し、安心感と温もりのある、子どもたちが健やかに育つまちを目指しています。

こうした中、民生委員児童委員協議会や NPO、ボランティアグループなどが、地域のつながりの中で、行政だけでは対応の難しい細やかな活動を展開され、重要な役割を果たしています。

2024（令和 6）年 1 月に行った「第 3 期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケートでは、子育て環境について、地域のつながりが強いと思う人の割合がそう思わない人の割合よりも高くなっており、充実度がうかがえます。

今後も地域における多様な主体との連携により、地域で親や子どもが気軽に集え、地域の多様な主体が取り組む活動を支援し、子どもの居場所の充実を図ることや、子どものさまざまな体験活動や交流を促進する取組が必要です。

第 4 期廿日市市教育振興基本計画では、基本理念を『『ふるさと廿日市』に愛着と誇りを持ち、ともに未来を創る人づくり』としています。

主体的に学び続け、学んだことや他者とのつながりを生かして、個人や地域のウェルビーイングを実現し、ともに持続可能なまちを創っていくことを目指しています。

さらに、「地域とともにある学校づくり」と「地域を支える人づくり・つながりづくり」の2つの柱の下、学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもを育てていくことが大切です。

ウ 共生社会

共生社会とは、障がいの有無などにかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会です。障がいのある人などが地域で当たり前のように学び、働き、社会と関わる機会を保障することは、共生社会の基盤をなす重要な要素です。しかし現状では、参加できる学びや社会参加の場が十分に整っているとは言えず、日常的な共生や障がいへの理解を深める取組の継続が求められます。

さらに、近年では外国人住民の増加に伴い、多様な文化的背景をもつ人々が地域に暮らしています。本市の外国人住民は、2025（令和7）年4月1日現在で1,840人となり、2015（平成27）年より841人増加しています。

社会のグローバル化に伴う多様性が進んでいく中、2023（令和5）年3月に「廿日市市国際化・多文化共生推進プラン」を策定し、「多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり」を基本理念に、多様な市民がそれぞれの個性を生かして活躍できるまちづくりに取り組んでいます。

言葉や生活習慣の違いを越えて相互に理解し合い、誰もが地域の一員としていきいきと暮らせるよう、多文化共生の視点に立った地域づくりが求められています。

エ 地域社会での人々のつながりの希薄化

近年、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、共働き世帯の増加などを背景に、地域における人と人とのつながりは徐々に希薄になっています。そこへ新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出機会や対面での交流の減少に拍車をかけ、多くの人の暮らしにさらなる影響を与えることとなりました。特に、人との日常的な接触が減ったことで、地域社会での人と人とのつながりの希薄化が進行しています。

2024（令和6）年度に実施した「まちづくり市民アンケート」では、35.3%の人が「普段の生活で地域の助け合いができていないと思う」と回答しています。年代別では、30～39歳の44.1%が最も多く、次いで、50～59歳が40.3%となっています。

また、36.9%の人が「普段の生活で近所の人と困ったときに助け合うような付き合いをしていない」と回答しています。理由としては、「家族、友人で解決できるから」（41.3%）、「必要性を感じないから」（24.1%）、「他人とかかわりを持ちたくないから」（14.3%）が挙げられています。

感染症の収束後も、一旦途絶えた関係は元に戻りにくく、孤独や孤立のリスクが今なお存在しています。こうした状況に対して、学びや地域活動を通じて人と人との関係性を再構築することが、これまで以上に重要となっています。

オ 協働、地域自治

2012（平成24）年3月に制定した「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」に基づき、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めています。しかし、現在の地域社会では、まちづくりに関わる「担い手」の発掘や育成が共通の課題となっており、新たに関わる人を見つけ、育て、増やしていくことが急務となっています。まちづくり活動が特定の人に偏らず、関心のある誰もが参加できるような開かれた対話と実践の場を広げることが求められています。

2025（令和7）年8月に開催した第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定のための「廿日市市協働によるまちづくり審議会」では、まちづくりの拠点の体制及び環境整備について、市民センターと本庁との連携が必要であり、地域の身近な窓口が市民センターであるという認識は大事であるなどの意見が上がっています。

協働によるまちづくりの基本原則

（基本原則）

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にしながら取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

出典：廿日市市協働によるまちづくり基本条例第3条

4. 廿日市市の市民センターの現状

本市では、概ね小学校区に1つ市民センターを設置しています。21の市民センター（類似施設を含む）が地域の特性や実情を踏まえて事業を実施しています。

また、災害時は、指定緊急避難場所や指定避難所となり、地域の防災拠点としての役割を担っています。

（1）施設の歴史

本市では、廿日市地域において、昭和22年5月3日に廿日市公民館を設置した後、平良公民館（昭和25年4月1日設置）、地御前公民館（昭和26年8月1日設置）と続いています。

昭和63年4月の市制施行、市民憲章の制定後、平成元年10月に廿日市市生涯学習推進基本構想を策定し、公民館を中心に市民憲章の具現化や多様な学習機会の提供に取り組んできました。平成2年5月には、教育委員会と市長部局の幹部や市民団体から構成する廿日市市生涯学習推進本部を設置して、「生涯学習のまちづくり宣言」を行うなど、総合的、体系的に生涯学習のまちづくりを目指してきた経緯があります。

平成20年4月には、公民館を生涯学習の場としてだけでなく、地域住民の生活や福祉などを向上させ、地域課題を解決するという社会の要請にこたえられる施設として、市民センターと位置づけました。

学習プログラムの企画、実施や施設の提供、身近な相談場所など、多様な機能を備える市民センターは、学びの機会や仲間づくり、地域づくりの拠点として、生涯学習の中核的な役割を担ってきました。

年度	内容
平成20年度～	・市内28地区に自治組織が設立されたことを機に、地域自治の実現に向けて協働による地域づくりを推進することを目指し、これまでの生涯学習活動を地域課題解決に向けた地域活動へと展開を図るため、公民館を社会教育施設としてだけでなく、市民センターとして位置づけ、地域協働の拠点づくりを進める。 ・管理運営に関する事務については、教育委員会の権限に関する事務の補助執行により、市長部局の職員が従事する。
平成24年度	・市民主体のまちづくりを協働により進めていくための基本的な考え方として「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」を制定した。 ・市民センターを地区、支所（廿日市地域においては、本庁）を地域、市民活動センター等を市域におけるまちづくりの拠点として位置づける。 佐方市民センター（指定管理者制度適用）
平成27年度	・廿日市市公民館条例を廿日市市市民センター条例に改正し、まちづくり支援に関する事業を行うことを明確に位置づける。 串戸市民センター（指定管理者制度適用）
令和3年度	宮島まちづくり交流センター設置
令和4年度	多世代活動交流センター設置（指定管理者制度適用）
令和5年度	吉和ふれあい交流センター設置（指定管理者制度適用）
令和6年度	あさはらまちづくり交流センター設置（指定管理者制度適用）

※市町村合併 平成15年（廿日市市、佐伯町、吉和村）、平成17年（廿日市市、大野町、宮島町）

(2) 施設の運営

本市では、地域の実情に合わせて市民センターを設置しています。

ア 市民センター（15 施設）

社会教育法第3条及び第24条並びに廿日市市協働によるまちづくり基本条例第7条第2項の規定に基づき設置している施設

施設名	運営	設置目的
中央市民センター	市	地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現
平良市民センター	市	
原市民センター	市	
宮内市民センター	市	
地御前市民センター	市	
佐方市民センター	指定管理者	
阿品市民センター	市	
串戸市民センター	指定管理者	
阿品台市民センター	市	
宮園市民センター	市	
四季が丘市民センター	市	
友和市民センター	市	
津田市民センター	市	
大野西市民センター	市	
大野東市民センター	市	

イ 市民センター類似施設（6 施設）

社会教育法第42条に規定する市民センターと同様の事業等を行うことを目的とする施設

施設名	運営	設置目的
玖島ふれあいセンター	市	地域における産業の振興を図り、あわせて市民の文化、教養、福祉等の諸活動をとおして活力に満ちた地域づくりの推進
宮島まちづくり交流センター	市	地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を通じて活力ある地域社会の創造
宮島まちづくり交流センター杉之浦	市	
多世代活動交流センター	指定管理者	市民の様々な活動と交流の拠点として、子供から高齢者までの全ての世代を対象に、ライフスタイルに応じた支援、応援を行い、子育て環境の向上、生涯学習の振興、スポーツの推進及び福祉の増進
吉和ふれあい交流センター	指定管理者	地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を促進し、多様な主体の協働による地域の活力の創出
あさはらまちづくり交流センター	指定管理者	地域資源を活用した産業の振興及び交流の促進を図り、あわせて市民の生涯学習、地域福祉等の諸活動を通して活力に満ちた農山村地域づくりの推進

ウ 利用者数

令和6年度における市民センターの利用者総数は延べ約54万人となり、市民一人あたり年間4.7回利用しています。(令和7年4月1日現在人口114,976人)

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
主催	72,779	75,054	78,319	84,066	94,853	92,980	34,542	27,262	78,211	71,131	78,863
官公庁	37,849	35,596	50,706	47,639	27,625	76,833	26,705	47,149	49,002	42,816	49,357
目的内・非営利	82,548	101,382	105,557	111,882	121,786	115,210	50,399	47,209	91,781	126,772	166,387
目的外・営利	26,297	31,799	33,890	25,820	25,666	26,039	12,539	11,076	17,800	26,657	27,987
クラブ	166,950	161,570	161,125	171,878	183,912	184,628	132,118	99,513	144,000	159,159	169,808
その他	34,850	31,640	33,937	35,829	35,982	36,413	26,831	17,683	28,158	47,296	45,281
合計	421,273	437,041	463,534	477,114	489,824	532,103	283,134	249,892	408,952	473,831	537,683



- ※ 官公庁とは国や地方公共団体の役所
- ※ 目的内とは市民センターの設置目的の利用
- ※ 目的外とは市民センターの設置目的以外の利用

(3) 事業

ア 生涯にわたる学びの推進

市民センターでは、個人の関心や暮らしの課題に寄り添いながら、健康な暮らしや教養の充実、生きがいの発見、地域課題への理解と対応など生活の質の向上につながる学習機会を提供しています。

学びの分野としては、「家庭教育支援」「青少年の育成」「健康づくり」「福祉」「安全・防災」「平和」「人権・男女共同参画」の7領域を中心に、地域の実情や市民ニーズに即した多様な学習プログラムを実施しています。

2024（令和6）年度には、市民センターで合計436事業を実施しました。事業数の変動には、社会情勢や地域の学習ニーズの変化、職員体制など複数の要因が関係しており、今後も効果的な事業運営と継続的な見直しが求められます。

一方で、市民による自主的な学びの場として、登録クラブによる自主活動の支援も市民センターにおける重要な柱となっています。2024（令和6）年度のクラブ利用者数は約17万人にのぼりますが、クラブ員の高齢化やメンバーの固定化により、多くの市民センターでクラブ登録数は減少傾向にあります。そのような中でも、市民センターでは活動の継続や新たな参加を後押しするための工夫を重ねており、学びの場の多様化と活性化に取り組んでいます。

市民センターでは、日頃の学習活動の成果発表や参加者同士の交流、地域とのつながりを深める機会として、「市民センターまつり」を年に一度開催しています。こうした場を通じて、市民のやりがいや達成感を育み、さらに学びを地域の中で生かしていこうとする意欲の醸成にもつなげています。

イ 協働による持続可能なまちづくりの推進

市民センターでは、「まちづくり活動の支援」「居場所づくり・出会いの場づくり」「地域への愛着」「デジタルリテラシーの向上」「地域共生社会の実現」「住民自治の推進」「こどもまんなか社会の実現」を重点的に取り組む事業として位置づけています。

2024（令和6）年度は、全主催事業における地域課題の解決を目的とした事業の割合は43.6%を占めており、引き続き地域に根差した事業企画が求められます。

また、2024（令和6）年度に実施した「まちづくり市民アンケート」では、市民センターが利用しやすいと思う市民の割合が48.6%となっており、2019（令和元）年度（44.2%）と比較して向上しています。

(4) 課題

ア 参加機会・事業の偏り

平日の昼間に開催される事業が多く、働く世代や子育て世代、若年層が学習プログラムに参加しにくい状況があります。また、子ども向けや多世代交流の機会も限られており、参加者が固定しがちです。クラブ活動体験や講座の実施によって一時的な参加はあるものの、その後の継続的な関わりにつながりにくいという課題も明らかになっています。また、学びの機会から取りこぼされている人へのアプローチも必要となっています。

イ 利用者、担い手の固定化と減少

高齢化により、クラブ活動の継続が難しくなるケースや、廃止されるクラブが増えつつあります。一方で、現役世代や若年層など新たな層の利用は進んでおらず、利用者や担い手が限られ、偏りがみられます。既存の担い手に負担が集中する傾向もあり、新たな参加者をどう見つけ、育て、増やしていくかが共通の課題となっています。

ウ 地域との関係の希薄化・情報の届きにくさ

転入者や町内会に所属していない世帯など、地域とのつながりが薄い人に対して、市民センターの情報や活動が届きにくい現状があります。地域の変化に対応した情報発信や、様々な層に向けたきめ細やかなアプローチが求められます。

エ 協働・連携の不足

学校や町内会など一部の関係機関との連携はあるものの、地元事業者、民間団体、他の市民センター、大学などとのネットワークは十分とは言えません。

市民センターが地域内外の様々な主体をつなぐハブとして機能し、関わりしろをつくるなど、多様な連携や協働を広げていく必要があります。

オ 事業の場の設計・運営の見直しの必要性

事業のマンネリ化や、他機関の取組と内容が重複しているなど、事業設計そのもの見直しが必要とされています。また、体験で終わるのではなく、対話や振り返りの機会を設けるなど、学びを深め、次の行動につながるような企画も求められています。

市民センターを「集う・学び合う・つながる」拠点として、参加者が次の一步を踏み出せるような職員のさらなるスキルアップや学習プログラムの質の向上のための体制づくりが重要です。

参考：令和6年度の各市民センターにおける事業報告（共通する課題の整理による。）

5. わたしたちが目指す市民センターの姿

ひとが育ち ともに まちを育む 開かれた 市民センター
～ 集う 学び合う つながる 活躍する ～

目指す姿にこめた思い

■ ひとが育ち

市民一人ひとりが主役となり、誰もが学び成長できる場所であり、学びや体験を通して、暮らしや学びが豊かになっていくことを表現しています。

■ ともに

世代を超えて、顔の見える関係をつくり、地域のことを考え話し合い、ともに実践します。みんなで力を合わせることで、よりよい地域が生まれることを表現しています。

■ まちを育む

安心して暮らせる、笑顔があふれる、困ったときに支え合えるまちを、時間をかけて、心をこめて育てていこうという思いを表現しています。

■ 開かれた市民センター

市民センターは、誰もが気軽に利用できる場所です。誰もが大切にされ、安心して利用できること、困っている人にそっと寄り添えること、次世代が育つこと、あたたかい空間であること、こうした思いを「開かれた市民センター」という言葉で表現しています。

6. 市民センターの機能

目指す姿を実現するため、市民センターは次の4つの機能を発揮します。

市民センターの機能

集う : 新しいヒト・モノ・コトと出会う

学び合う : とともに気づき、成長する

つながる : 新たな関係ができる

活躍する : 「集う」「学び合う」「つながる」の好循環から

地域らしさをともに守り創る

※ ここでいう「新しい」、「新たな」とは、未知との出会いに限らず、これまで接点のなかった人や話題、関心にふれること、自分とは違う視点や立場に出会うことなど様々な可能性や選択肢、価値観が広がることも含んでいます。

7. 市民センターの役割

市民センターの4つの機能を発揮するため、次の役割を果たします。

(1) 集う ～ 新しいヒト・モノ・コトと出会う ～

- ・ 子ども、高齢者、若者、外国人、障がいのある人など、誰もが安心して立ち寄り過ごしたくなる環境を整えます。
- ・ 市民に寄り添い、会話を通じてニーズを把握し、必要な支援や事業につなげます。

(2) 学び合う ～ ともに気づき、成長する ～

- ・ 一人ひとりの興味・関心を大切に、地域の課題に応じた学びの機会を提供します。
- ・ 地域への愛着が育まれるよう、地域の魅力を学び、体験する機会をつくれます。
- ・ 価値観の広がりにつながるよう、対話を通じて互いに学び合う機会をつくれます。

(3) つながる ～ 新たな関係ができる ～

- ・ 多様な個人や団体との出会いや対話をコーディネートします。※
- ・ 幅広い世代の人々や多様な主体のネットワークをつくれます。

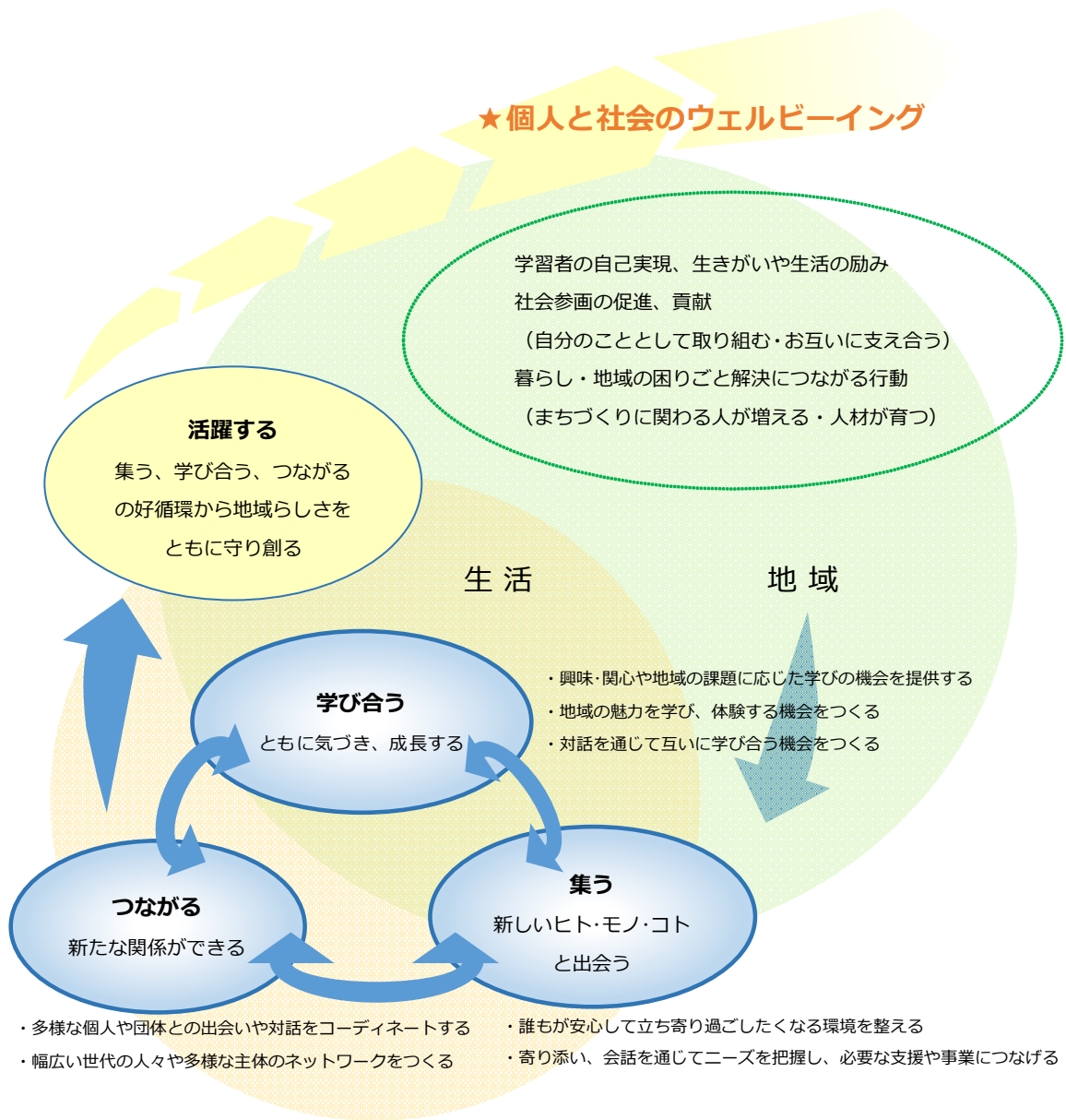
※ 市民センターにおける「コーディネート」とは、単に人と人、団体と団体をつなぐだけでなく、タイミングを見極めながら出会いの機会を設け、対話を生み、その後の関係が続いていくように丁寧に寄り添いながら関係性を育んでいくこと

(4) 活躍する ～ 「集う」「学び合う」「つながる」の好循環から 地域らしさをともに守り創る ～

- ・ 「やってみたい」を後押しします。
- ・ 集い、学び合い、つながることで得られた成果を生かせる場をつくれます。
- ・ 地域の課題解決やまちづくり活動とともに取り組みます。

わたしたちが目指す市民センターの姿

ひとが育ち ともに まちを育む 開かれた 市民センター



市民センターは、個人から団体、地域、社会へと広がる起点として、AAR (Anticipation 見通し・Action やってみる・Reflection 振り返り) の考え方を大切にし、ワクワクしてやってみることに、振り返ることによって生涯学習・社会教育・地域づくりを推進します。

8. 方針推進の仕組み

目指す姿の実現に向け、推進するための仕組みづくりを行います。

(1) 推進体制

■ 運営体制の強化 [課題 ア オ P11]

生涯学習・社会教育に関する知識や技能を有した外部人材又は主体を専門アドバイザーとして配置することにより、市民センター職員の具体的な支援や市民ニーズを踏まえた事業展開を図ります。

■ パートナーの発掘・連携 [課題 イ P11]

地域の学びをともに進める多様な人や団体を見つけ、お互いの強みを生かしながら連携して取組を進めます。

市民が持つ経験、スキル、ノウハウ、意欲を市民センターで生かす取組を推進

■ 情報の発信と共有 [課題 ウ P11]

市民センターの事業や地域の取組を分かりやすく発信し、情報を共有します。市民が互いの活動を知り、つながり、協力し合える環境づくりを進めます。

対象者に合わせた広報媒体の選択（市民センターだより、ICTの活用等）、情報を効果的に発信

■ 市民センターのネットワーク化 [課題 エ P11]

多様な主体と信頼関係を築き、連携を深めるとともに、各団体同士のつながり、協働の関係づくりを進めます。

広域的なネットワークづくり、地域資源（ヒト・モノ・コト）を生かしてつなぐ取組、多様な主体をつなぐ活動、庁内連携等を効果的に推進

■ 職員の育成・確保 [課題 オ P11]

地域に寄り添い、多様な主体をつなぐ職員を育成・確保します。

市民に信頼され、寄り添い、多様な主体をつなぐ、地域資源の活用や魅力発信等をコーディネートする専門的人材を育成・配置（社会教育士など）

(2) 評価・検証

基本方針は、概ね10年間を期間の目安とし、中間年にあたる5年目に、その到達状況について評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、市民センターは基本方針に基づく事業計画を毎年度策定し、事業の進捗状況を評価するとともに、その結果を次年度以降の業務改善に反映させることで、取組の継続性と質の向上を図ります。

評価については、市民センターによる自己評価に加え、企画運営委員会や地域住民による視点も取り入れて行います。事業数や参加者数といった定量評価と合わせて、基本方針に基づく取組の成果が、地域にどのように広がりや変容をもたらしたかといった、プロセスやインパクトを含む質的評価も行うこととし、これらを踏まえた評価指標を設定して取り組みます。

「はつかいち未来ビジョン 2035（廿日市市総合計画）」

【施策の進捗状況を確認する指標】

(施策方針 5-1 生涯学習の推進)

指標名	考え方
学びたいことを学べる機会がある市民の割合	生涯学習の推進により、教育機会の豊かさ(学びたいことを学べる機会がある)の割合の増加を図る。
やりたいことに挑戦できる機会がある市民の割合	
学んだことを地域や社会に生かした市民の割合	地域社会の一員として、学んだことを地域や社会での活動につなげる

(施策方針 8-1 地域づくりの推進)

指標名	考え方
地域主体の活動に参画している市民の割合	市民主体のまちづくり活動を推進することで、住んでいる地域のまちづくり活動への関心度合い、参加の状況についての向上を図る。
多様な主体が連携して、地域課題の解決に向けた取組が行われていると思う市民の割合	多様な主体との協働を推進することで、協働によるまちづくりの浸透を図る。

引用・参考資料

2025（令和7）年度 はつかいち未来ビジョン 2035（第7次廿日市市総合計画）

2025（令和7）年度 生涯学習ビジョン

教育基本法（平成18年法律第120号）

中央教育審議会 第120回総会 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月 文部科学省）

中央教育審議会 生涯学習分科会「これからの時代に求められる生涯学習・社会教育の在り方に関する議論の整理」（令和4年8月 文部科学省）

第4期教育振興基本計画（令和5年6月 文部科学省）

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月 内閣府）

2024（令和6）年度まちづくり市民アンケート

2024（令和6）年度 第3期廿日市市子ども・子育て支援業務計画

2025（令和7）年度 第4期廿日市市教育振興基本計画

2022（令和4）年度 廿日市市国際化・多文化共生推進プラン

廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年3月）

廿日市町史 通史編（下）（昭和63年 廿日市町）

廿日市市市民センター基本方針

令和8年3月策定

発行 廿日市市
廿日市市教育委員会

編集 廿日市市地域振興部まちづくり支援課
〒738-8501
広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (0829) 20-0001 (代表)